



大阪府

産業集積促進税制のお知らせ

～不動産取得税の軽減～

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋（工場、研究所等）の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。この産業集積促進地域における不動産取得税の軽減について下記の通りお知らせします。

詳しくは、大阪府商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課（06-6210-9482）又は産業集積促進地域を所管する府税事務所（問問のお問合せ先）にお問い合わせください。

対象者

中小企業者^{*}で、自己の事業^{**}の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市が講ずる優遇措置を受けた方

市の優遇措置については、P3の市担当課にお問合せください。

※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人をいいます。

※※事業には、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。

対象期間

特例措置の対象期間は、各産業集積促進地域の指定公示日によって異なります。

① 指定公示日が平成25年3月31日までの地域については、平成25年4月1日から令和6年3月31日まで

② 指定公示日が平成25年4月1日以降の地域については、指定公示日から令和6年3月31日まで

なお、上記②の対象期間である産業集積促進地域であっても、対象不動産の建築時期（平成25年3月31日以前）又は取得時期（平成25年3月31日以前）によって、旧制度の特例措置の対象となる場合がありますので、大阪府商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課（06-6210-9482）又は産業集積促進地域を所管する府税事務所（P4のお問合せ先）にお問い合わせください。

対象不動産

各産業集積促進地域の対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所及び倉庫の家屋（*1）又はその敷地である土地（*2）

（*1）対象家屋

・自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所、倉庫等の用に供するものに限る。なお、住宅を除く。

1. 家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。

2. 建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限り。

3. 倉庫は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。

（*2）対象土地

・対象期間中に取得し、かつ、その取得の日から1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。

1. 対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合

2. 対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合

軽減額

対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額

※ 軽減する金額の上限は、産業集積促進地域ごとに2億円となります。

令和元年5月

大阪府 商工労働部 成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課、財務部 税務局徴税対策課

電話：06-6941-0351（代表） <http://www.pref.osaka.lg.jp/>

堺市	○堺市臨海部工業専用地域等地区 ⇒ 堺市堺区のうち築港八幡町の一部、築港南町、大浜西町、出島西町、松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、神南辺町四丁、神南辺町五丁、神南辺町六丁、塩浜町、北波止町の一部、海山町六丁、海山町七丁、三宝町八丁、三宝町九丁、緑町三丁、緑町四丁、山本町六丁、戎島町五丁、堺市西区のうち石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁の一部、築港新町三丁、築港新町四丁の一部、築港浜寺町、築港浜寺西町 【指定公示日：平成19年10月2日】
	○堺市大和川南岸工業地域地区 ⇒ 堺市堺区のうち南島町一丁、南島町二丁、南島町三丁、南島町四丁、南島町五丁、松屋町一丁及び鉄砲町の各一部
	○堺市遠里小野工業地域地区 ⇒ 堺市堺区のうち遠里小野町一丁の一部、遠里小野町二丁、遠里小野町三丁、遠里小野町四丁の一部、南清水町一丁、南清水町二丁の一部、北清水町一丁、北清水町二丁の一部、高須町一丁、高須町二丁及び砂道町一丁の各一部、砂道町二丁並びに砂道町三丁
	○堺市大仙西町工業地域地区 ⇒ 堺市堺区のうち大仙西町五丁の一部、大仙西町六丁及び協和町五丁の一部
	○堺市石津北町工業地域地区 ⇒ 堺市堺区のうち石津北町、老松町一丁及び老松町二丁の各一部、老松町三丁並びに堺市西区のうち浜寺石津町東一丁の一部
	○堺市中区工業地域地区 ⇒ 堺市中区のうち深阪、榎葉及び伏尾の各一部
	○堺市毛穴工業地域地区 ⇒ 堺市中区のうち毛穴町、小阪、八田寺町及び八田北町の各一部並びに堺市西区のうち草部、菱木二丁、上、鶴田町及び平岡町の各一部
	○堺市東区・北区工業地域地区 ⇒ 堺市東区のうち石原町一丁、石原町二丁、八下町一丁、八下町二丁及び八下町三丁の各一部並びに堺市北区のうち八下北及び中村町の一部
	○堺市西区工業地域地区 ⇒ 堺市堺区のうち神石市之町の一部並びに堺市西区のうち鳳北町九丁並びに下田町及び浜寺船尾町東四丁の各一部
	○堺市鳳南町工業地域地区 ⇒ 堺市西区のうち鳳南町三丁の一部
○堺市西区南部工業地域地区 ⇒ 堺市西区のうち上の一部	
○堺市美原区工業地域地区 ⇒ 堺市美原区のうち小平尾の一部	
○堺市美原区木材団地工業専用地域地区 ⇒ 堺市美原区のうち木材通一丁目の一部、木材通二丁目及び木材通四丁目の一部 【指定公示日：平成24年6月22日】	
○堺市臨海部工業専用地域等地区 ⇒ 堺市堺区のうち匠町、堺市西区のうち築港新町二丁 【指定公示日：平成25年5月9日】	
○堺市美原区大饗・菩提工業地域地区 ⇒ 堺市美原区大饗及び菩提の各一部 【指定公示日：平成30年7月25日】	
岸和田市	○岸和田市磯上工業地域地区 ⇒ 磯上町三丁目の一部、磯上町六丁目の一部
	○岸和田市木材コンビナート地区 ⇒ 木材町9番の一部、木材町10番、木材町15番の一部、木材町16番、木材町17番、木材町18番
	○岸和田市鉄工団地地区 ⇒ 臨海町3番から8番、臨海町10番から16番、臨海町18番、臨海町20番の一部
	○岸和田市岸和田漁港地区 ⇒ 臨海町20番の一部、臨海町23番
	○岸和田市地蔵浜工業専用地域地区 ⇒ 地蔵浜町11番1の一部 【指定公示日：平成21年4月1日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド地区 ⇒ 岸和田市のうち岸之浦町3番2、3番3、10番1、10番2、10番4、10番5、10番6、10番7、10番8、10番9、10番10、10番11、10番12、10番13、10番14、10番23及び10番24 【指定公示日：平成25年4月12日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区 ⇒ 岸和田市のうち岸之浦町11番 【指定公示日：平成25年8月16日】
○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区 ⇒ 岸和田市のうち岸之浦町12番【指定公示日：平成27年10月30日】	
○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区 ⇒ 岸和田市岸之浦町12番及び13番【指定公示日：平成30年7月25日】	
○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド都市機能用地地区 ⇒ 岸和田市岸之浦町6番3 【指定公示日：令和元年5月16日】	
○岸和田市岸和田丘陵地区 ⇒ 岸和田市のうち稲葉町及び三ヶ山町の各一部 【指定公示日：平成27年3月6日】	
豊中市	○豊中市豊南町工業地域地区 ⇒ 豊南町東三丁目の一部、豊南町東四丁目、豊南町南三丁目の一部、豊南町南五丁目の一部、豊南町南六丁目、豊南町西四丁目の一部
	○豊中市庄内南工業地域地区 ⇒ 神州町、三和町一丁目の一部、三和町二丁目、三和町四丁目の一部、大黒町一丁目の一部、千成町一丁目の一部、千成町二丁目の一部、千成町三丁目の一部、島江町一丁目の一部、島江町二丁目の一部
	○豊中市島江・庄内宝町工業地域地区 ⇒ 島江町一丁目の一部、庄内宝町二丁目の一部、庄内宝町三丁目の一部
	○豊中市二葉・大島町工業地域地区 ⇒ 二葉町三丁目、大島町三丁目の一部
	○豊中市神崎川南工業地域地区 ⇒ 大島町三丁目の一部 【指定公示日：平成20年8月1日】
吹田市	○吹田市芳野町工業地域地区 ⇒ 吹田市のうち芳野町の一部
	○吹田市江の木町工業地域地区 ⇒ 吹田市のうち江の木町の一部
	○吹田市南吹田工業地域地区 ⇒ 吹田市のうち南吹田二丁目及び南吹田四丁目の各一部
	○吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区 ⇒ 吹田市のうち西御旅町及び東御旅町 【指定公示日：平成25年9月19日】
泉大津市	○泉大津市北港助松埠頭総合物流情報センター等地区 ⇒ 泉大津市のうち小津島町及び新港町の各一部
	○泉大津市旧港地区 ⇒ 泉大津市のうちなぎさ町の一部
	○泉大津市北港汐見沖地区 ⇒ 泉大津市のうち夕凧町の一部 【指定公示日：平成26年5月9日】
高槻市	○高槻市宮田町一丁目工業地域地区 ⇒ 宮田町一丁目の一部
	○高槻市幸町・朝日町工業地域地区 ⇒ 幸町の一部、朝日町の一部
	○高槻市桜町・明田町工業地域地区 ⇒ 桜町、明田町の一部、中川町の一部
	○高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区 ⇒ 南庄所町の一部、下田部町二丁目の一部 【指定公示日：平成21年4月1日】
貝塚市	○貝塚市二色南町地区 ⇒ 貝塚市のうち二色南町の一部
	○貝塚市新貝塚埠頭地区 ⇒ 貝塚市のうち二色北町の一部 【指定公示日：平成25年4月24日】
枚方市	○枚方市枚方企業団地地区 ⇒ 招提田近一丁目、招提田近二丁目、招提田近三丁目、高野道二丁目の一部
	○枚方市大阪紳士服団地地区 ⇒ 長尾谷町一丁目の一部
	○枚方市中部工業地域地区 ⇒ 上野三丁目の一部、渚東町の一部、交北一丁目の一部
	○枚方市堂山東工業地域地区 ⇒ 堂山東町
	○枚方市中南部工業専用地域地区 ⇒ 出屋敷西町一丁目の一部、中宮大池一丁目、中宮大池二丁目の一部、中宮大池三丁目の一部、中宮大池四丁目の一部、池之宮三丁目、池之宮四丁目、村野高見台の一部、春日北町一丁目、春日北町二丁目、春日北町三丁目の一部、春日北町五丁目、春日西町一丁目、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町の一部
	○枚方市中南部工業地域地区 ⇒ 春日西町二丁目の一部
○枚方市出口・中振工業地域地区 ⇒ 出口一丁目の一部、出口三丁目の一部、北中振四丁目の一部 【指定公示日：平成20年1月7日】	
○枚方市津田サイエンスヒルズ地区 ⇒ 津田山手二丁目の一部 【指定公示日：平成20年5月1日】	
○枚方市津田サイエンスヒルズ地区 ⇒ 津田山手二丁目及び大字津田の各一部 【指定公示日：平成28年9月14日】	

八尾市	<ul style="list-style-type: none"> ○八尾市竜華地区周辺工業専用地域 ⇒ 神武町、龍華町二丁目の一部、北亀井町一丁目、北亀井町二丁目の一部、北亀井町三丁目の一部、跡部北の町三丁目の一部 ○八尾市竜華地区周辺工業地域 ⇒ 北亀井町二丁目の一部、北亀井町三丁目の一部、龍華町二丁目の一部 ○八尾市八尾空港周辺工業地域 ⇒ 南植松町二丁目、南植松町三丁目、老原七丁目の一部、老原八丁目の一部、老原九丁目、北木の本一丁目、南木の本一丁目、南木の本二丁目の一部、南木の本五丁目の一部、南木の本八丁目、南木の本九丁目、木の本三丁目の一部、空港一丁目の一部、太田新町一丁目、太田新町二丁目、太田新町四丁目、太田新町六丁目、太田新町八丁目、西弓削一丁目、西弓削二丁目、弓削町南一丁目の一部 ○八尾市上尾町地区周辺工業地域 ⇒ 福栄町一丁目の一部、福栄町二丁目の一部、福栄町三丁目の一部、上之島町北四丁目、上之島町北五丁目、上之島町北六丁目、上尾町四丁目、上尾町五丁目、上尾町六丁目の一部、上尾町七丁目、上尾町八丁目の一部 ○八尾市渋川町2丁目工業地域 ⇒ 渋川町二丁目 ○八尾市二俣工業地域 ⇒ 二俣一丁目の一部、二俣二丁目の一部、二俣三丁目 ○八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域 ⇒ 相生町四丁目、天王寺屋一丁目の一部、曙町一丁目の一部、曙町二丁目の一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成19年10月2日】</p>
河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ○河内長野工業団地地区 ⇒ 河内長野市上原西町及び寿町の各一部 ○河内長野市木戸西町工業地域地区 ⇒ 河内長野市木戸西町一丁目及び二丁目の各一部 ○河内長野市楠町東工業地域地区 ⇒ 河内長野市楠町東の一部 ○河内長野市菊水町・向野町工業地域地区 ⇒ 河内長野市菊水町及び向野町の各一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成29年7月25日】</p>
大東市	<ul style="list-style-type: none"> ○大東市西部工業地域地区 ⇒ 太子田三丁目の一部、新田西町の一部、新田中町の一部、新田旭町の一部、新田北町、新田境町、御領二丁目、御領三丁目の一部、氷野二丁目の一部、氷野三丁目の一部、氷野四丁目、南郷町の一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成22年4月1日】</p>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> ○テクノステージ和泉工業地域地区 ⇒ 和泉市のうちテクノステージ一丁目、テクノステージ二丁目及びテクノステージ三丁目 ○トリヴェール和泉西部ブロック地区 ⇒ 和泉市のうちあゆみ野一丁目の一部、あゆみ野二丁目、あゆみ野三丁目の一部及びあゆみ野四丁目 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成25年9月30日】</p>
高石市	<ul style="list-style-type: none"> ○高石市臨海部工業専用地域等地区 ⇒ 高石市のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高師浜丁の一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成19年10月2日】 【指定公示日：平成21年7月1日】</p>
東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○東大阪市新町・宝町工業地域地区 ⇒ 新町の一部、宝町の一部 ○東大阪市加納工業専用地域地区 ⇒ 加納四丁目の一部、加納五丁目の一部 ○東大阪市水走・川田工業地域地区 ⇒ 川田四丁目、水走三丁目の一部、水走四丁目、水走五丁目 ○東大阪市加納工業地域地区 ⇒ 加納七丁目の一部 ○東大阪市岩田工業地域地区 ⇒ 岩田町二丁目の一部、花園西町一丁目の一部 ○東大阪市西岩田工業地域地区 ⇒ 岩田町六丁目の一部、西岩田四丁目の一部 ○東大阪市稲田新町工業地域地区 ⇒ 稲田上町一丁目の一部、稲田上町二丁目、稲田新町二丁目の一部、稲田新町三丁目の一部、稲田三島町、北鴻池町の一部、鴻池徳庵町の一部、七軒家の一部、中鴻池町一丁目の一部、西鴻池町一丁目の一部、西鴻池町二丁目の一部、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目の一部、本庄西三丁目の一部、三島三丁目の一部 ○東大阪市高井田工業地域地区 ⇒ 新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨栄町三丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部 ○東大阪市柏田西工業地域地区 ⇒ 柏田西二丁目、柏田西三丁目の一部、渋川町一丁目の一部、渋川町二丁目、渋川町三丁目の一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成19年11月22日】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○東大阪市西岩田工業地域地区 ⇒ 西岩田四丁目の一部 ○東大阪市高井田工業地域地区 ⇒ 新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨栄町三丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成28年10月14日】（岩田六丁目及び御厨栄町三丁目の各一部は平成28年10月13日まで対象）</p>
泉南市	<ul style="list-style-type: none"> ○泉南市りんくうタウン南・中地区 ⇒ 泉南市のうちりんくう南浜2番から4番まで及び6番の各一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成25年4月12日】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○泉南市りんくうタウン南地区 ⇒ 泉南市りんくう南浜2番から4番までの各一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成29年9月29日】</p>
阪南市	<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区 ⇒ 阪南市のうち桃の木台一丁目及び桃の木台二丁目の各一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成25年4月19日】</p>
田尻町	<ul style="list-style-type: none"> ○田尻町りんくうタウン中・北地区 ⇒ 泉南郡田尻町のうちりんくうポート北3番及び5番並びにりんくうポート南1番の各一部 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成25年11月21日】</p>
岬町	<ul style="list-style-type: none"> ○岬町多奈川臨海地区 ⇒ 泉南郡岬町のうち多奈川谷川3607番1の一部 ○岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区 ⇒ 泉南郡岬町のうち多奈川谷川3351番55、3351番102、3351番136、3351番137、3351番138及び3351番140並びに多奈川東畑342番5、1083番3、1083番18及び1133番4 <p style="text-align: right;">【指定公示日：平成25年4月12日】</p>

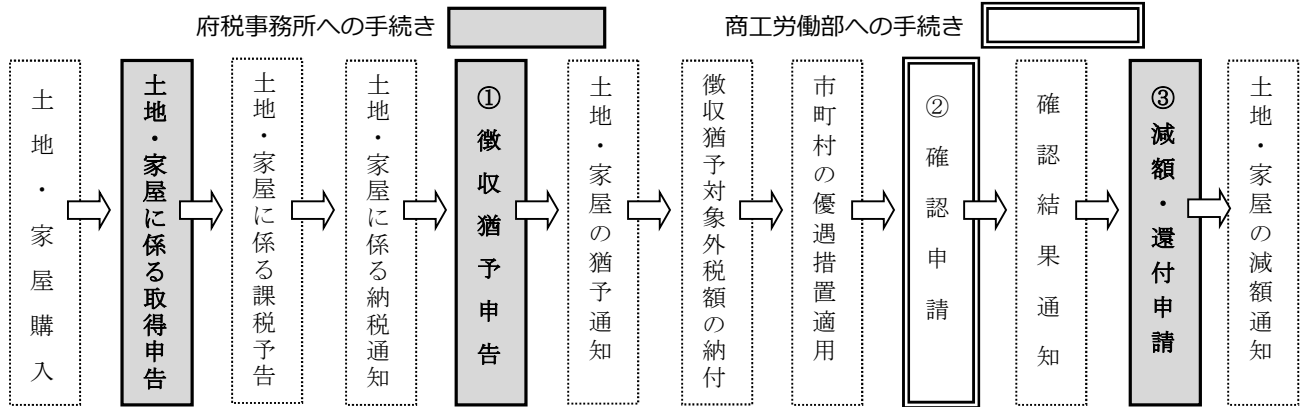
順不同

【市町の窓口（市、町の優遇制度について）】

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
堺市	産業振興局 商工労働部 産業政策課	072-228-7629	河内長野市	環境経済部 産業観光課	0721-53-1111
岸和田市	魅力創造部 産業政策課	072-423-9618	大東市	市民生活部 産業労働課	072-870-4013
豊中市	都市活力部 産業振興課	06-6858-2187	高石市	政策推進部 経済課	072-275-6149
吹田市	まち産業活性化部 地域経済振興室	06-6384-1356	和泉市	商工労働室 商工推進担当	0725-99-8123
泉大津市	総合政策部 地域経済課	0725-51-7651	東大阪市	経済部 モノづくり支援室	06-4309-3177
高槻市	産業環境部 産業振興課	072-674-7411	泉南市	市民生活環境部 産業観光課	072-483-8191
貝塚市	都市整備部 商工観光課	072-433-7193	阪南市	市民部 商工労働観光課	072-471-5678
枚方市	産業振興室 商工振興課	072-841-1381	田尻町	事業部産業振興課	072-466-5008
八尾市	経済環境部 産業政策課 ものづくり支援室	072-924-3964	岬町	まちづくり戦略室	072-492-2775

猶予、軽減の手続き

< 手順の流れ (例：土地・家屋を同時に取得した場合) >



① 徴収猶予の申告

「徴収猶予申告書」を納期限までに所管の府税事務所不動産取得税課に提出してください。

※添付書類

- 土地・・・土地を取得した日から1年以内に当該土地において対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）に着手すること又は対象家屋を取得したことを証する書面
⇒土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書、工事日程表、新築・増築工事の請負契約書の写し、家屋の売買契約書の写し、取得予定家屋図面 等
- 家屋・・・家屋が自己の事業として工場、研究所等の用に供するものであることを証する書面
⇒家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書、家屋の平面図 等

※提出先 各産業集積促進地域を所管する府税事務所（P4のお問合せ先を参照ください。）

② 確認の申請

「対象不動産の取得に関する確認申請書」を商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課に提出してください。

（申請内容を確認し、「確認結果通知書」を交付します。）

※添付書類

- ア 家屋を建築した場合は、家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し
- イ 家屋を売買した場合は、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- ウ 土地の場合は、土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- エ 家屋及び土地の登記事項証明書
- オ 家屋の平面図
- カ 市町村の優遇措置を受けたことを証する書面 等

※提出先 大阪府商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課（06-6210-9482）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

③ 減額・還付の申請

確認結果通知書の交付を受けられた方は、確認結果通知書等を添付して「減額・還付申請書」を各産業集積促進地域を所管する府税事務所不動産取得税課に提出してください。

その他

この税制と「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく不動産取得税の軽減措置及び特区税制による軽減措置との併用はできません。

お問合せ先

府税事務所【不動産取得税に関すること】

所管府税事務所	担当課	産業集積促進地域のある市町	電話番号
三島府税事務所	不動産取得税第一課	吹田市	072-627-1121
	不動産取得税第二課	高槻市	
豊能府税事務所	不動産取得税課	豊中市	072-752-4111
泉北府税事務所	不動産取得税第一課	堺市（但し、北区、南区、美原区は第二課が担当）	072-238-7221
	不動産取得税第二課	泉大津市、和泉市、高石市	
泉南府税事務所	不動産取得税課	岸和田市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町	072-439-3601
南河内府税事務所	不動産取得税課	河内長野市	0721-25-1131
中河内府税事務所	不動産取得税第一課	東大阪市	06-6789-1221
	不動産取得税第二課	八尾市	
北河内府税事務所	不動産取得税第一課	枚方市	072-844-1331
	不動産取得税第二課	大東市	

◎ 制度に関することは、商工労働部 成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課まで